

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅲ-4-5
環境保全の推進

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 農産園芸課長 鳥屋尾 健史 電話番号 0852-22-5123

事務事業の名称	環境保全型農業直接支援対策事業		
目的	(1) 対象	環境保全型農業の実践者及び志向者	
	(2) 意図	環境保全型農業に取り組む農業者を増やす	
事業概要	○日本型直接支払の一制度として位置づけられ、平成27年度からは「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として実施。 ○農業の持続的発展と農業の有する多面的機能の健全な発揮を図るため、環境保全に効果の高い営農活動に対して支援を行う。 ○具体的には、農業者の組織する団体等が、化学肥料・化学合成農薬の使用を原則5割以上低減する取組と合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動を支援する。		

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	有機農業・特別栽培農産物の栽培面積	目標値	2,420.0	2,760.0	3,100.0	3,440.0	3,780.0	ha
	式・定義	有機農業面積＋県エコロジー農産物推奨面積＋つや姫作付面積	取組目標値						
			実績値	1,954.0	2,310.0	2,435.0			
			達成率	80.8	83.7	78.6	-	-	%
2	指標名	環境保全効果の高い営農活動が行われた面積	目標値		1,646.0	1,844.0	2,065.0	2,313.0	ha
	式・定義	環境保全型農業直接支払交付金の取組面積	取組目標値						
			実績値	1,470.5	1,520.3	1,536.9			
			達成率	-	92.4	83.4	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	75,254	87,367
うち一般財源(千円)	23,982	28,010

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

平成29年度の環境直払取組面積は1,536haで、25年度1,111ha、26年度1,217ha、27年度1,470ha、28年度1,520haから着実に増加している。一方で、面積増加率は26年度→27年度：21%増、27年度→28年度：3.4%増、28年度→29年度：1.1%増であり、鈍化している。対象取組別面積の増減は、有機農業(前年対比△6.2%)、冬期湛水(同△8.6%)が減少したが、カバークロップと堆肥の施用(前年対比6.9%)が増加している。

中国四国地域の本県以外の状況(1月末現在での見込値)は、8県平均で321haである。

本交付金は国の法律に基づく支援対策でありながら、国の予算は平成28年度に続き、29年度も不十分であった。30年度国予算額は前年度とほぼ同額であり、全国的に増加する事業要望に答えられない状況。また、本対策期間中に毎年運用方法や支援要件の変更が行われている。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

- 取組組織及び取組面積の増加
平成29年度の取組に向けて新たに6組織が設立された。100(H28年度)→106(H29年度)
取組面積も1,520ha(H28年度)から1,536ha(H29年度)と16haの増加となった。
- 取組支援の要件となっているエコファーマーの増加にも結び付いている。
新規認定者数 58(H29年度)

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- 本交付金は国の法律に基づく支援対策でありながら、国の予算額は十分でなく、全国の要望に応じれない状況。
- 30年度からエコファーマーに代わり「国際水準GAPの実践」が支援要件となったが、この要件により、取組を取りやめる農業者が出ないか危惧。

②困っている状況が発生している「原因」

- 新たに支援要件となった「国際水準GAPの実践」については、GAPの取組内容自体が一般農業者へも浸透していない現状。

③原因を解消するための「課題」

- 30年度から要件化された国際水準GAPについて、GAP担当部門と連携を図りながら、生産者への浸透を図る必要がある。
- 特に、本対策事業の受益者については、市町村及び県の主催で研修会を開始し、GAPの取組内容の丁寧な説明を行い、実践してもらうことが必要。
- 農業者が取組しやすい施策となるよう、制度の改善や本交付金予算確保の働きかけ。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

- 国に対し農業者が安心して取組めるよう、制度の改善や十分な予算額の確保を要請しつつ、県においても法律に基づく負担額(国：県：市町村=1/2：1/4：1/4)を確保し、取組の拡大を引き続き支援していく。
- 環境保全に取り組む農業者が確実に交付金を受け取れるよう、GAP担当部門及び農業普及部と連携しながら、GAPの取組について浸透を図っていく。
- 本事業の推進のみならず、「いのち育む島根の『環境農業』推進事業」や「みんなであつなげる「しまね有機の郷」事業」と連携を図りながら、環境保全型農業の推進を図っていく。
- 将来的には、農業者の自発的取組を促すため、集団的な取組や、農作物の付加価値化や販路拡大に向けた取組に誘導していく仕組みについても、本対策やその他施策を含め総合的に検討していく必要がある。